

伊勢志摩リハビリテーション専門学校 ハラスメント防止などに関する規定

(目的)

第1条 この規程は、伊勢志摩リハビリテーション専門学校（以下、「本校」という。）におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなど）を防止するために教職員（非常勤講師含む）（以下、「教職員等」という。）や学生が遵守すべき事項や防止するための措置等を定めたものであり、教職員等の就労上及び学生の修学上の快適な環境を形成することを目的とする。

(ハラスメント等の定義)

第2条 この規定におけるハラスメント等の定義は、次の各号に定めるところによる。

ハラスメント：相手の意に反する言動、行動あるいは態度により相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為をいい、本校では、学校生活等の中で行われる嫌がらせ又はいじめ、若しくは精神的苦痛や不利益を与える行為をいう。

(1) セクシュアルハラスメント

学校生活等の場面において、他者に対して行われる性的な強要や嫌がらせ及びこれらの言動により、相手方や周囲に屈辱感や不快感を抱かせる行為をいう。

(2) アカデミックハラスメント

学校生活等の場面において、相手方に対して行われる教育を受ける権利の侵害、学業の妨害、教育及び研究の妨害、職務の妨害等を生じさせる不適切な言動及び差別的な待遇等により、精神的、身体的苦痛を与える行為をいう。

(3) パワーハラスメント

学内における地位や人間関係などの学内の優位性を背景に、業務の適正な範疇を超えて人格と尊厳を侵害する言動をいい、いじめや嫌がらせの行為を含むものとする。

(4) モラルハラスメント

肉体的暴力ではなく、言葉や身振り又は態度により、相手の人権・尊厳を無意識のうちに侵害するような精神的な暴力や虐待をいう。

(5) アルコールハラスメント

一気飲みの強要、体質的に飲めない人への飲酒の強要、お酌の強要等の行為をいう。

(6) マタニティハラスメント

妊娠や出産をした（する）ことが業務や学校生活上で支障をきたすという理由から、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為をいう

(7) ジェンダーハラスメント

自己の性による性差別の事をいう。

(8) ソーシャルハラスメント

SNSに関連した嫌がらせ行為をいう。

(学校長の責務)

第3条 学校長は、ハラスメントの防止等を図らなければならない。

(監督者の責務)

第4条 学校長は、良好な学習環境及び就業環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員等及び学生の責務)

第5条 教職員等及び学生は、本校が定めるハラスメントに関する規則を遵守し、ハラスメントを行ってはならない。

(研修等)

第6条 学校長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修等を実施するように努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第7条 本校に、ハラスメントの相談に応じるために、ハラスメント相談窓口を設置しハラスメント相談員（以下、「相談員」という。）を置く。

(相談員等)

第8条 相談員は、学校長、副校長、事務局長、教務主任、ハラスメント担当とする。

(相談員の業務)

第9条 相談員は次の業務を担当するものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。

(申出の方法)

第10条 前条に定める相談・苦情の申出の方法は、校内に掲示する。

(秘密保持・プライバシー等の保護)

第11条 ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重しなければならない。ハラスメントに関する相談等への対応に携わった者は、その任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。任務を退いた後といえも同様とする。

(不利益取り扱いの禁止)

第12条 学校長、副校長、事務局長、教務主任、ハラスメント担当、その他の教職員は、ハラスメントに対する相談等、当該相談等に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員等又は学生に対して、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務会議の議を経て、学校長がこれを定める。

附則（施行日） この規程は、令和6年4月1日より施行する。

◆ ハラスメント相談窓口のご案内 ◆

✚ ハラスメントとは

相手の意に反する言動、行動あるいは態度により相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為をいい、本校では、学校生活等の中でなされる嫌がらせ又はいじめ、若しくは精神的苦痛や不利益を与える行為をいう。

✚ 相談方法

以下の方法により、担任や教職員あるいは相談員へ連絡をして下さい。

1. 校内で呼び止めて、相談する。
2. 電話により相談する。
3. Discord で相談する。(教職員全員で対応します。ダイレクトメッセージをお願いします。)

✚ 連絡先及び住所

1. 住 所 : 伊勢志摩リハビリテーション専門学校 三重県伊勢市御園町高向 1658
2. 電話番号 : 0596-24-2540
3. メール : Discord

✚ 相談員

1. 学 校 長 : 服 部 尚
2. 副 校 長 : 後 藤 資 実
3. 事 務 局 長 : 後 藤 知 夏
4. 教 務 主 任 : 山 口 倫 直
5. ハラスメント担当 : 熊 谷 旬 一 郎